

中城御殿跡地整備検討委員会設置要綱

制定：令和3年6月7日 土木建築部長決裁

改定：令和4年6月27日 土木建築部長決裁

(目的)

第1条 令和3年3月に策定した首里城復興基本計画に基づき、防火・防災対策の強化、展示・収蔵機能の拡充、国営・県営区域の一体的利用、周遊観光の促進、などの方針を踏まえた計画の見直しを行い、令和4年3月に「中城御殿跡地整備基本計画（以下「基本計画」という。）を改定した。基本計画に基づき、今後の中城御殿跡地整備のあり方の検討を行うため、中城御殿跡地整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を処理する。

- (1) 城郭内の展示収蔵の変更に伴う中城御殿の展示計画の見直しに関すること。
- (2) 復元レベル及び施設構造の防災・防火対策の強化に関すること。
- (3) 公園内や地域への周遊につながる利活用の検討に関すること。
- (4) 松崎馬場や龍潭周辺など中城御殿跡地との一体的な公園整備の検討に関すること。
- (5) その他、中城御殿跡地整備の検討にあたり必要な内容に関すること。

(組織)

第3条 委員の構成は、次に掲げる者のうちから知事が依頼する。

- (1) 「中城御殿跡地整備検討委員会（H22～26年度、R3年度）」の委員であった者
- (2) 学識経験を有する者、地域団体等を代表する者
- (3) その他、知事が必要と認める者

2 委員会には、関係機関から参画する協力委員を置くことができる。協力委員は、知事が依頼する。

(委員長)

第4条 委員会には、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員の互選によりその職務を代理する者を置く。

(委員の任期)

第5条 委員及び協力委員の任期は、原則として、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会の開催は、土木建築部長が通知する。

2 委員長は、委員会の議長となり、会の進行を行う。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、関係者を出席させ意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、沖縄県土木建築部首里城復興課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月27日から施行する。